

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第581号)

平成21年3月6日

横 情 審 答 申 第 581 号

平 成 21 年 3 月 6 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成20年12月4日都再第902号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「 東横線桜木町駅廃止に際し、覚書で地元と同意した条件「廃線敷を利用して交通手段を整備する」を削除した新たな覚書作成に至る交渉相手及び彼等との交渉経過を記した文書 本件交渉相手に同意調印できる資格の有無を審査評価した文書」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「東横線桜木町駅廃止に際し、覚書で地元と同意した条件「廃線敷を利用して交通手段を整備する」を削除した新たな覚書作成に至る交渉相手及び彼等との交渉経過を記した文書 本件交渉相手に同意調印できる資格の有無を審査評価した文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「東横線桜木町駅廃止に際し、覚書で地元と同意した条件「廃線敷を利用して交通手段を整備する」を削除した新たな覚書作成に至る交渉相手及び彼等との交渉経過を記した文書 本件交渉相手に同意調印できる資格の有無を審査評価した文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成20年10月30日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) みなとみらい線建設に伴う、東京急行電鉄株式会社（以下「東急」という。）東横線横浜駅から桜木町駅までの間の廃止により発生する諸問題を解決するため、昭和63年4月に、東急東横線沿線の野毛地区について、野毛地区街づくりを考える会（当時。現在の野毛地区街づくり会。以下「街づくり会」という。）、東急及び横浜市の三者で「みなとみらい21線及び地区振興に関する覚書」及び「みなとみらい21線及び地区振興に関する確認書」（以下「覚書等」という。）を締結し、各種振興策を実施することになった。
- (2) その後、平成11年6月に街づくり会から横浜市あてに振興策の見直しのための検討会への参加要請があり、東急も加えた三者による検討結果を踏まえて、平成15年11月に変更の確認書を締結した。
- (3) 本件処分において非開示とした文書のうち、本件異議申立てにおいて開示が求められている対象行政文書は、昭和63年に街づくり会、東急及び横浜市の三者で締結した覚書等について、平成15年11月に変更の確認書を締結するにあたり、地域を代

表する組織として同意し調印できる資格の有無を審査評価した文書である。

- (4) 覚書等締結の相手方である街づくり会は、地区内の町内会及び商業組織団体に所属する商店主等が会員となっているため、地区を代表する組織であると認識している。したがって、街づくり会は地域の意見を反映するのに最良の組織であると判断し、地域の代表であることについての審査は行っていない。
- (5) よって、本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、条例第10条第2項の規定に基づき、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 横浜市が唯一地元代表として選択した街づくり会は地元とはいえごく一部の人たちであり、地元と鉄道利用者の利益を奪う協定を独断で決定することは許されない。東急東横線廃線反対の署名は2万3千人に達しており、街づくり会にこれらを排して彼らの権利・利益を奪う資格があるのか横浜市は分析評価すべきであり、この分析検討資料の開示を要求する。
- (3) 平成15年11月に新たに交わされた確認書で「廃線敷を利用して交通手段を整備する」という廃線同意条件が削除されているが、これは街づくり会会長の独断によるもので、この件に関する街づくり会理事会の承認を得ていないし、まして被害を受ける高島町駅・桜木町駅利用者を代表する資格もない。しかも、調印者は、横浜市が公金で設立した公益信託基金から多額の金銭を受け取っている。利益供与の受け手である街づくり会には市民・住民・鉄道利用者の利益を奪う協定になつ印する資格はない。地元が進んで駅と鉄道の廃止に賛同してきた不思議を市民は理解できない。街づくり会に「廃線敷を利用して交通手段を整備する」という市民・住民・鉄道利用者を守る最後の条件を放棄させた横浜市が提示した決定的な取引条件の開示を要求する。これの開示がなければ横浜市が街づくり会に対して利益供与のもとに5年間も口説いてきたという事実は、違法な公権力の行使に相当する。

5 審査会の判断

(1) 野毛地区街づくり会について

ア 街づくり会は、野毛地区全域の活性化と振興を図ることを目的とする団体であり、野毛地区にある町内会及び商業組織団体の代表者その他の会員により構成さ

れている。昭和59年12月に前身となる野毛地区街づくりを考える会が結成され、平成3年6月に現在の名に改称している。

イ みなとみらい線建設に伴う、東急東横線の横浜駅から桜木町駅までの間の廃止により発生する諸問題を解決するため、昭和63年4月に東横線沿線の野毛地区について、街づくり会、東急及び横浜市の三者で覚書等を締結するとともに、三者で進ちょく等を確認するための野毛地区整備促進連絡協議会を組織し、各種振興策を行ってきた。

ウ その後、平成11年6月に街づくり会から横浜市あてに振興策の見直しのための検討会への参加要請があり、東急も含めた三者で検討を行うとともに、三者共催による地元説明会の開催等の過程を経た上で、平成15年11月に変更の確認書を締結している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、東急東横線の横浜駅から桜木町駅までの間の廃止に際し、覚書等で地元と同意した「廃線敷を利用して交通手段を整備する」という条項を削除した新たな確認書を平成15年に締結するに至った交渉において、街づくり会が野毛地区の代表として横浜市と交渉の上同意し確認書に調印するといった行為を行うことができる資格を有するか否かについて実施機関が行った審査・評価が記載された文書であると解される。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会では、平成21年2月6日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 街づくり会は、野毛地区の地元が自発的に設立した団体であり、東急東横線の横浜駅から桜木町駅までの間の廃止の影響を受ける範囲に存在する団体がすべて含まれていることから、地区全体を代表していると認識しており、特に交渉相手としての資格審査のようなものは行っていない。

(イ) 振興策の見直しにあたっては、地元説明会を何度も開催しており、街づくり会会長等一部の者だけに説明しているわけではない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

実施機関の説明によれば、交渉の相手方である街づくり会は地区内の町内会や商店街組合等の地域組織に所属する商店主等が会員となっていることから地区を

代表する組織であるという認識を持っていたとのことである。実施機関のそのような認識を前提とすれば、実施機関が街づくり会は地域の意見を反映するのに最良の組織であると判断して地域の代表であることの審査を行っていないということに特段不自然な点はない。申立人は、街づくり会は地元とはいえごく一部の人たちであり、多くの地元住民と鉄道利用者の利益を代表していない旨主張するが、その批判の当否はともかく、実施機関が昭和63年の覚書等締結に至る過程から街づくり会と協議を続けてきたという事実と考え合わせれば、平成15年の確認書変更に至る交渉に際して街づくり会の「同意調印できる資格」の有無について審査・評価に関する文書を作成しなかったことが不合理であるとは言えない。また、そのほかに本件申立文書の存在を推認させる事情も認められなかった。

したがって、街づくり会の構成団体等から同会が地域の代表であると認識し、本件申立文書を作成しておらず、保有していないとの実施機関の説明に特段不自然な点はない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年12月4日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成20年12月11日 (第137回第一部会) 平成20年12月12日 (第139回第二部会)	・諮問の報告
平成20年12月19日 (第72回第三部会)	・諮問の報告 ・審議
平成20年12月22日	・異議申立人から意見書を受理
平成21年1月16日 (第73回第三部会)	・審議
平成21年2月6日 (第74回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成21年2月20日 (第75回第三部会)	・審議